

奈良県訓令第七号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第十四号中「及び」を「」に改め、「所長」の下に「及び同項第十一号に規定する所長」を加え、同条第二十二号中「及び」を「」に改め、「主任企画員」の下に「及び同項第十一号に規定する部長」を加え、同条第二十四号オ中「復旧・復興推進室」を「移住・交流推進室」に改め、同号ケ中「及び営繕課」を「営繕課及び営繕プロジェクト推進室」に改め、同号サ中「又はセンター」を「センター又は産業振興総合センター」に、「及び課長補佐」を「課長補佐及び部長」に改める。